

「銀行簿記精法」と第四国立銀行

「資料」との比較吟味——第1次中間報告——

久 野 秀 男

目 次

- (1) まえがき
- (2) 「銀行簿記精法」の解析とその問題点
- (3) 「銀行簿記精法」の影響
- (4) 第四国立銀行「資料」の解析とその問題点

(1) まえがき

わが国における企業会計制度の発展史的な研究の端緒は、明治5年11月公布の国立銀行条例によって翌6年から各地に創業した第一国立銀行をもって嚆矢とする国立銀行の会計制度の検討にあるとあってよい。

周知のように、これらの国立銀行は、企業組織としてわが国における完備した近代的な株式会社の先駆であり、また、複式簿記法を基調とするわが国の企業会計制度は、国立銀行会計制度がその出発点をなすものであると考えられるからである。

わが国における最初の邦文の複式簿記書は、明治6年(季)12月に大蔵省が刊行した「銀行簿記精法」全5巻(以下「精法」という)である。「精法」は、明治6年中すでに4行(第一国立銀行、第二国立銀行、第四国立銀行、第五国立銀行)が創業し爾後各地にその創設を予定されていた国立銀行の簿記・会計並びに経営の指南書たることを目途として刊行されたものであって、次項で詳細に解析したような内容をもった一大啓蒙書である。また同書の編成にあずかって力があつたとされている御雇

外国人アラン・シャンド Alexander Allan Shand (英国人) の名とともに、後世に伝わる不滅のモニュメントとなった。

今日までの会計学の専門分野における研究業績をみるのに、率直に言って、若干の例外を除き、「精法」の内容に立入った解析によりその問題点を指摘したものが比較的に少ない。そのひとつの理由は、「精法」の提起する問題点の正確な認識のために不可欠な「精法」と比較・検討しうる当時の実践の場における原初資料が乏しい(あるいはほとんど現存していないと考えられている)ためであり、さらにいえば、原初資料の探索がほとんど未着手のままの状態にあるためである。

筆者自身もまた、「精法」を幾度となく読みかえしてはみたものの、そして若干の重要な課題につき存念はあつたが、百尺竿頭一步を進めて核心をついた研究を前進させる方途が、いっこうに立たない有様で、荏苒日を送ってきた。「精法」に比定して解析すべき原初資料は、「精法」刊行当時の諸事情から推察して、明治6年中に踵を接して創業した前掲の4行のうちのどれかに求められる筈であるという大雑把な推測はできたが、最近に至るまで見聞できなかった。このような事情のもとで、まったく偶然の機会に、昨春、「精法」とまったく同時期の原初資料が現行の第四銀行の本店(新潟)に保存されていることを知り、同行の御好意と御援助とにより今日まで内容を検討してきた。

「精法」とこの第四国立銀行「資料」との比較研究こそは、草創期における企業会計制度史研究の端緒をなすものと信じて疑わない。本稿では、研究途上の第1次中間報告として、両者の比較研究のもつ核心的なポイントを指摘しておこうと思う。

「精法」のもつ時代的意義、なかならず、その一般の企業会計制度に及ぼした影響については、筆者は、機会あるごとに主として雑誌「バンキング」誌上で、あるいはまた、拙著「銀行簿記」（評論社刊）・「銀行会計原理」（法政大学出版局刊）で論及してあるので、参照していただければ幸いである。

（2）「銀行簿記精法」の解析とその問題点

「銀行簿記精法」は、明治6年（季）12月大蔵省刊行の和装5巻（縦26cm、横18.5cm）のもので、今筆者の所蔵するものには、ごく粗末な和紙のカバー（帙）がある。その表側には、直径約4cmの真円の朱印が押捺されており、篆刻で「大蔵省蔵版」とよめる。また縦細長の朱印もあり、楷書体で「定価金壹円三拾七銭五厘」と判読できる。「精法」の頒価は、筆者にとっては興味のあることであったが、偶然の機会に、前掲のカバーを入手した結果、一挙に氷解した次第である。発刊部数は未詳であるが、百年に近い今日でも、筆者が、私蔵本をふくめて5部見聞しているところから推して、当時としては相当の部数が公刊されたものである。

第1巻の冒頭には、銀行簿記精法序として「天下ノ事會計ヨリ重キハナシ……」にはじまる有名な明治6年8月13日付の紙幣頭芳川顕正の序文があり、つづいて、芳川に対する福地源一郎の抜文がある。さらにつづけて、22丁（43頁）に亘る「凡例」として、銀行業務を対象とした複式簿記の仕組を具体的に解説している。この「凡例」のつぎにシャンド Alexander Allan Shand の序文があり、つづ

いて、記述者と訳者・補筆者・校正者の氏名を冒頭に記した巻の1の本文がはじまる。シャンドの序文と「精法」の訳述関係者の氏名とを紹介しておこう。（原典縦書）

謹テ

芳川紙幣頭閣下ニ白ス

西曆一千八百六十四年亜米利加合衆国ニ於テ議定アトシ国立銀行条例ノ旨趣ニ従ヒ創立スル銀行ニ適当ト思考スル諸帳面書体及ビ申達書ヲ製作シ謹テ閣下ノ閲覽ニ供ス
 帝国日本政府ニ於テ国立銀行条例ノ頒布アリシヨリ日已ニ久シト雖モ余奉職以來未タ数月ヲ歴ザレバ逐一ニ其方法ヲ了解スベキ便宜ヲ得ズ然レトモ元ト銀行ヲ建設スル旨趣ハ各国同一ニシテ其要利人富国ヲ主トシ普通ノ公益ヲ計ルニ出ヅルモノナレバ其銀行ニ供用スル諸帳面ノ組立方ニ至リテモ格別ノ相違アル事ナシ因テ今般創立スベキ銀行ヨリ政府ヘ呈スル申達書及ヒ銀行ニ備ヘ置クベキ諸帳面ノ組立方ヲ右合衆国銀行条例ノ要件ニ基キ設タル方法ヲ貴覽ニ供セント欲スル所ナリ

英人 啊爾噠 暹度

	紙幣頭書記官	英人	啊爾噠	暹度	述
	紙幣寮九等出仕	海老原	濟		
紙幣頭從五位	紙幣寮九等出仕	梅浦	精一		訳
芳川頭正督纂	紙幣権助	小林	雄七郎		
	紙幣寮九等出仕	宇佐川	秀次郎		刪補
	紙幣寮九等出仕	丹	吉人		校正

以下、「精法」の概況を解析し、併せてその問題点を指摘する。この著名な書物は、声名あまねくゆきわたっている割合には、その具体的な内容についての解析は行なわれること尠なく、そのために、ややもすればかえって声聞過情の懼れなしとしない。この拙稿であえてこころみるゆえんである。

「精法」は、わが国最初の複式簿記の書物であるといわれる。そのこと自体けして誤り

ではないが、とくに注意せねばならぬことは、「精法」が普通にいうところの簿記書ないし会計関係文献ではないということである。前述した冒頭の「凡例」は、今日の日からみても銀行簿記の解説として仲々すぐれた点が多いが、第1巻の後半からはじまる「精法」の本文は、銀行簿記の原理的な仕組についての包括的・体系的な記述は行なわれておらず、シャンドがその序文でのべているように「銀行ニ適当ト愚考スル諸帳面及ビ申達書」について、書体第1から書体第61に至る順序で書体雛形を掲示して実務的な解説を行なっているのである。しかも、この中には、尠なくとも直接的には簿記・会計とはまったく無縁のものが相当に多いのである。詳細については後述するが、ここでとりあえず、「精法」についてとくに注目すべき諸点を列挙し、併せて、問題の所在をあらかじめ示唆しておこう。詳細に亘っては後にのべる。

- (イ) 「精法」は、単なる銀行簿記書ではない。銀行業務の内容、株式会社組織の実況等をも具体的に解説しようとした包括的・網羅的な啓蒙書である。
- (ロ) 第1巻の前半の「凡例」につづく「精法」の解説の対象は、全5巻を通じての61種に及ぶ書体雛形である。
- (ハ) 第5巻の第18～29丁には、諸帳簿間の照合関係つまり諸帳簿の横の(平面的)脈絡を明快に示している。「精法」が帳簿組織論として優れているゆえんである。
- (ニ) 第3巻の第28丁に「現金式仕訳帳」(cash journal system)の正確な解説がある。
- (ホ) 「凡例」にも「精法」の本文にも、決算関係の記述は、いっさいない。とくに、この点は着目すべきポイントのひとつである。
- (ヘ) 総勘定元帳の勘定口座の説明について、損益勘定(集合計算勘定の一様)の解説が完全に欠落している。この点は、第四国

立銀行「資料」との関係でとくに注意を必要とする。また、これは(ロ)の点とも直接的な関係がある。

- (ト) 総勘定元帳に開設すべき勘定科目について、第4巻の第17丁に「府外通用割引手形」の勘定口座の雛形があり、また本文にはこの勘定をふくむ10勘定科目を列挙してある。その中に「株敷勘定」の名がみえているけれども、総勘定元帳の勘定口座としては資本金(株金)勘定の書体雛形が完全に欠落している。
- (チ) 損益勘定と資本金勘定とが、まさしく複式簿記の要であることについては、多言を必要としないところである。この点については、後にあらためて(4)で詳論する。

「精法」第1巻の後半の本文は、冒頭に諸帳面を、

- 第1類 取締役並ニ株主処分書留ノ諸帳面
- 第2類 株敷規則取極方ニ用フル諸帳面
- 第3類 銀行本務ヲ掲載スル諸帳面

に分類した上で、第1類の書体第1会議要件録からはじめて、全5巻を通じて書体第61大阪出店勘定書に至る諸帳簿・証諸憑・計算書・諸証券類等の雛形を掲示して解説を行なっている。以下その要点をかいつまんで紹介する。銀行簿記・銀行会計に関するものについては、とくに詳細に一部を引用しながら解析しておく。

書体第1 会議要件録……頭取・取締役・支配人及び書記方が出席して行なった集会(毎月の取締役会)の議事の要約書類(略要件録)である。記載事項の雛形として、前回の議事の承認、株式譲渡の事、等があげられている。

書体第2 定会要件録……定時株主総会の議事の内容を示した書類である。ここに、銀行会計制度の研究者の看過し得ない「香港上海銀行」の1872年8月14日株主総会に提出された計算書類等の実物が紹介されている。

とくに、1872年6月29日付の「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」（貸借対照表に相当）と「香港上海銀行損益勘定書」とが注目される。この銀行損益勘定書は、普通にいう損益計算書ではない。処分予定利益の総額とその処分状況とに関する報告書、つまり、英国のいわゆる‘Profit & Loss Appropriation Account’である。この点は銀行会計制度史上非常に大切である。詳細は、拙著「銀行会計原理」(法政大学出版局刊)及び「銀行簿記」(評論社刊)を参照されたい。

書体第3 株金第1回月賦入金受取書……株金の分割払込金の受取証である。

書体第4 株敷券状……説明を省略する。書体第10を参照のこと。

書体第5 譲渡願書……株券を他人に譲渡する場合に用いる。書体第10を参照のこと。

書体第6 株敷譲渡証書……書体第5を参照。説明を省略する。

書体第7 委任状並目録……委任状と委任状を綴込むための冊子の目録を解説してある。委任状が無用となった場合は、目録に廃線を引いておく。

書体第8 割賦金受取証書……株主に渡す配当金の受領書である。当時は、配当金といわず、一般に割賦金(ワップキン)と称している。

書体第9 株敷勘定元帳……株式の譲受人(その氏名、年月日、株数、金額)を借方側に、譲渡人(前に同じ)を貸方側に示した株主人名勘定別に口座を分けた補助元帳様式の機能的補助帳簿である。6カ月ごとに貸借の差引勘定をする。差引勘定が済んだら、貸方に在る株数・金額を書体第11の株式有高帳に記入する。尚、タイトルでは株敷勘定元帳とあるが、解説本文中では第2巻の第4丁の末尾に「株式勘定元帳……」(傍点筆者)とあり、敷と式とで用語の統一がとれていない。

書体第10 株敷譲渡日締帳……この帳簿から前掲の株敷勘定元帳に転写する。書体第

5の株敷譲渡願書と書体第4の株敷券状とをうけとったときは、書体第6の株敷譲渡証書を作成しこの証書に売主と買主とに名判させ、証書の要件を株敷譲渡日締帳に記入する。尚、この帳簿は、日締帳という名がついているが書体第39の日締帳とはまったく無縁のものであるからとくに注意する。

書体第11 株数(注・数の字は敷のミスプリントとみてよい)有高帳……前掲の株敷勘定元帳の各口座別の締高を定期的に転写する帳簿である。株敷勘定元帳各口座別に、丁数、氏名、住所及び金額が明示されることになる。6月30日と10月31日に(この日の意義不明)この帳簿の写しを紙幣頭に差出す。

書体第12 割賦金記載帳……株主氏名、割賦金受取書(配当金領収書のこと)の番号、配当率、支払日の一覧明細の帳簿である。

書体第13 名判帳……顧客及び紹介者の姓名・住所の目録。

書体第14 支配人存意録……支配人の備忘録。

書体第15 諸証券保護預り帳……説明を省略する。

書体第16 諸証券保護預り請取証書……同上の預り証の一種である。請は受に同じ。

書体第17 保護預り諸証券入(袋)……預り証を納める入袋である。「精法」の第2巻の第15丁のタイトルには袋の字が欠落しているが、これは明らかにミスプリントである。

書体第18 請合状記入帳……銀行が発行する一種の保証書を「請合状」という。その記入帳である。

書体第19 請合状……前項を参照。

書体第20 収納帳……出納係が管掌する補助記入帳様式の機能的補助帳簿であって、すべて「入金手形」(収納伝票の原型)により記入する。「都テ収納方所管ノ書込向ハ入金手形ヨリ登記スベシ又銀行ニ於テハ仕払手形ヲ用フルガ故ニ入金手形仕払手形ト混スルヲ區別シ易カラシメンガタメニ仕払手形ハ別色

ノ幣ヲ用フルヲ佳トシ……」(「精法」第2巻の第27丁)。仕払帳と同様に機能的補助帳簿の一種である。

書体第20 預ケ金内訳割符帳……当座預金の預け入れに際して、あらかじめ正写2通を預金者に交付しておいて預金入金の都度内1通を引裂いて金額と一緒に提出させる。

書体第21 仕払帳……仕払手形(支払伝票の原型)により記帳する。「仕払手形ハ入金手形ト仕払入金ノ二語ヲ易ヘタルノミニテ其体裁ハ大低同シ但其紙色ヲバ異ナラシムベシ」(「精法」第2巻の第33丁)。記入帳様式の機能的補助帳簿の一種である。

書体第22 貯蓄金銀扣帳……扣は控ヒカエに同じ。貯蓄のため受取った金額と払渡した金額とを取引先別に記載し差引残高を計算・記録する。記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第23 紙幣有高帳……紙幣の出納を記録する。金種別の欄を開設する。(一円, 五円, 十円)。

書体第24 金銀有高扣帳……日次に締上げ終了後に、出納責任者が金銀(現金のこと)の有高を記録する。機能的補助帳簿の一種である。

書体第25 交換添表……所有の他店券を交互に交換決済するために、当該銀行と交換決済すべき他店券(紙幣と小切手)の内訳摘要を記載したものである。

書体第26 交換帳……収納した他店券を明細に記載したものである。

書体第27 交換差引帳……借方の部に紙幣として収納した金額, 小切手により収納した金額及び合計額を記載し, 貸方の部に交換支払額, 当座勘定による支払額, 雑勘定による支払額及び合計額を記載する。かくして, 貸借差額をもって他行との交互計算により一挙に決済する仕組である。

書体第28 當坐預金元帳……當座預金者別に口座を開設した補助元帳様式の機能的補助帳簿の一種である。参考のため「精法」から

転写すると次掲のとおりである。(数字省略) 設欄様式は, 今日のものとはほとんど変わらない。

切手 四百十八番 枚数 百枚		當坐預金元帳 池田三左衛門								
明治 六年	摘 要	切手 番号	借 方 円	貸 方 円	借 取 引	貸 取 引	日 数	積 数	利 息 円	

書体第29 通帳……當座預金者に対して, 當座預金元帳の勘定内容を知らせるために交付する。ただし, 通帳の記帳内容と當座預金元帳の当該口座の記帳内容とは, 貸借がまったく逆になる。當座預金者は, 随時にこの通帳を銀行に呈示して當座預金元帳, 当該口座の記録を写入させる。

書体第30 正算承認状……得意先の勘定残高の確認書で, 年に2回得意先から銀行がうけとるのを通例とする。

書体第31 當坐預金元帳差引帳……各當座預金者別の差引残高の一覧表である。

書体第32 増補日記帳……主要帳簿の一種で, 當座預金の出納を専門に仕訳する分割仕訳帳の一種である。日記帳・日締帳とともに, 初期の銀行仕訳帳を構成したものである。後に伝票会計の発達とくに分離式振替伝票制と一科目一伝票制とにより, 伝票綴をもってこの帳簿に代えるといういわゆる「増補日記帳の伝票代用」が実現し, 大正期末までに銀行会計制度からその姿を消すに至った。日記帳・増補日記帳・日締帳の変遷は, 制度的にみて極めて重要な意義を有する。詳細は, 拙著「銀行簿記」(評論社刊)・「銀行会計原理」(法政大学出版局刊)及び「バンキング」に発表した関係諸論文を参照されたい。

書体第33 日記帳……「精法」の場合では, 日記帳は, 日次の個別的な取引内容の歴史的な記帳と取引の仕訳(勘定分解手続)とを兼ねたいわゆる「仕訳日記帳」(journal-day-book), つまり, 取引の歴史記録 (historical-

record)と取引の勘定分解(journal)とを兼ねて果す主要帳簿であった。現今では「日記帳」は、伝票制度に直結した日次総合仕訳帳としての機能を果している。このような機能の変化にともない、日記帳の様式にも大幅な変化がみられた。日記帳に関する歴史的・制度的な研究並びにこの帳簿をめぐる諸般の問題については、前項の末尾に紹介した拙著を参照されたい。ここでは、「精法」以来の伝統的な「日記帳」と、現今の「日記帳」との設欄様式を参考のために並べて掲示しておく。

伝統的な日記帳

(借方)					(貸方)						
振替 摘要	摘要	元 丁	振替 勘定	現金 請求	総計	振替 摘要	摘要	元 丁	振替 勘定	現金 払	総計

現代的な日記帳

科 目	元 伝 票			金 額	科 目	元 伝 票			金 額
	頁	枚数	縦No.			頁	枚数	縦No.	

「精法」の本文に従って、日記帳につきとくに注意すべき点を列挙する。

(イ) 金額欄・「借方の部」と「貸方の部」を各々、振替勘定・現金請求・総計の3桁に区別する(第3巻の第27丁)。

(ロ) 日記帳現金桁への登記は、各々、入金手形と仕払手形より個別的に転写する(第3巻の第27・第28丁)。

(ハ) 当座預金は増補日記帳中に登記するので、日記帳へは其の総計のみを記入する(第3巻の第27丁)。

(ニ) 日記帳の現金請求額は、収納帳と仕払帳とにそれぞれ符合する。従って、比較点検して正算を試みることができる。(第3巻の第27・第29丁)。

(ホ) 借方振替勘定の総計は、貸方振替勘定

の総計に符合する(第3巻の第29丁)。

(ヘ) 前日の現金残高を借方の現金受入面の合計と総計桁面とに加え、本日の現金残高を貸方の現金支払面の合計と総計桁面とに加えると、日記帳の諸桁は、貸借が互に相對偶する桁々と符合する。(第3巻の第29丁)。

(ト) 日記帳の機能について、「精法」は第3巻の第31丁で次のようにのべている。

日記帳ハ左ノ三件ノ要用ニ供スルモノナリ

- 第一 総勘定元帳ノ記入ヲハ此帳ヨリ書取ル事
- 第二 毎日取扱タル各件ヲ順序ヲ追テ簡明ニ記載スル事
- 第三 銀行ノ他ノ諸帳面ニ記入セル取扱ノ正実ナルヲ証スヘキ緊用ノ突合モノタル事

上掲の日記帳の「三件ノ要用」つまりその機能の指摘は、簿記論上極めて適切かつ重要である。「三件ノ要用」を現代風の表現で敷衍すると、次のようになるであろう。

(i) 総勘定元帳の各勘定口座における各勘定別の分類統計の記録を容易にするために、あらかじめその予備的な手続として日記帳で勘定分解をしておく。

(ii) 日記帳は(i)の勘定分解帳簿つまり「仕訳帳」(journal)として機能するほかに、これに日々の取引の具体的内容を簡明に記載し、取引の歴史記録(historical record)としての役割を果す。

(iii) 日記帳の記録は、関連のある他の帳簿すなわち、主要帳簿たる総勘定元帳、補助帳簿たる収納帳・仕払帳等の記録と互に照合することによって、「諸帳面ニ記入セル取扱ノ正実ナルヲ証スヘキ緊用ノ突合」(「精法」第3巻の第31丁)に役立つ。この諸帳簿間相互の有機的関連を保つということは、完全な記録つまり簿記帳の原則としての「記録の完全性」という角度から極めて重要である。「精法」が日記帳を中核として明快にこの課題を

指摘しているのは、卓見といわねばならぬ。

書体第34 定期預金受取書……現今の「定期預金証書」のことである。この受取書の裏面には定期預金約則（規約）が記載されている。

書体第35 預ケ金 受取書 記入帳（注・「精法」本文には「書」が欠落しているが、これはミスプリント）……現今の「定期預金記入帳」に相当する記入帳様式の機能的補助帳簿である。日時、証書番号、姓名、職業、住所、期限、預け日、満期日、利率、金額、利息額等の明細を記帳する。

書体第36 発行紙幣記入帳……紙幣番号と引替日数とを一覧記録するものである。国立銀行が大蔵省より発行紙幣を受取ったとき、その発行前に銀行頭取と出納係とがこの紙幣に各自名判しその摘要をこの帳簿に登録する。記入帳様式の機能的補助帳簿の一種である。

書体第37 敗裂紙幣記入帳……敗裂紙幣と引替新紙幣とにつき、各々区別して、紙幣番号・紙幣日付、種類、枚数と金額の明細を記帳する。

書体第38 公債証書売買帳……公債を買入れた始末及び売払った始末を明細に記帳する記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第39 日締帳……わが国の銀行簿記にける初期の最も特徴的な分割仕訳帳兼補助帳簿（私見によれば両者の機能が未分化のもの）である。「精法」より若干の原文を引用する。

「金銀ノ出入或ハ此勘定ヲ彼ノ勘定へ振替ヘル等ノ書込ハ総テ日記帳ニ記載スト雖トモ出店ヲ有スル銀行ニテハ是等ト全ク異ナル記入アリ」（第4巻の第8丁）。

「仮令ハ大阪ノ出店ヨリ東京ノ本店へ三十日期限ニテ拾万円ノ為換（注・為替）ヲ振出すトキハ大阪ヨリ其旨報知アルニ依リ東京ニ於テハ此手形ノ金高ヲ払出すベキ日限前ニ其為換金高ヲ書込ミ置ク事ナリ……（中略）…此帳ヲ名ケテ日締帳ト謂フ」（同上）。

このように、日締帳は、他店間取引（為替取引がその典型であろう）で、相手店より取組

案内の通報をうけてから為替金の受払が完了するまでの間の「未済勘定」を仕訳記帳し併せて取引の内容を個別的に管理する補助帳簿としての機能を兼ねている。明らかにこの種の未済勘定取引は、これを日記帳で処理することも可能であるが、「精法」では日締帳という別帳を設けることにしている。「精法」はこの点に関して、次のようにのべている。

「日記帳へ……（中略）……登記シテ其金高ヲハ振替ノ桁面へ書込ミテ可ナリト雖モ尚之ヨリ便ナル仕方ハ総テ此類ノ書込ノ為ニ別帳ヲ設ケテ記載スルヲ佳トス」（第4巻の第8丁）。

為替金の受払の時点で仕訳記帳するとしたならば、日締帳は全く不用である。また、各種の取引案内（取組通知）をあらかじめ送達するという実務慣行がなければ、日締帳の存立基盤は完全に消滅する。また、取引案内と為替金の受払とがほとんど同時に行なわれるような場合（例えば電信送金為替）この帳簿を用いるのは、個別的な取引の管理帳簿としての補助帳簿的な役割を度外視すれば、あまりにも教条主義的でありほとんど無意味である。このような事情から、他店間の為替取組案内をあらかじめ送達するという慣行の消滅とともに、この帳簿はやがて大正期初め頃までに廃止（むしろ自然消滅といった方がよい）されてしまう。現今、本支店間取引では未達勘定を尠なくするという意図から、未払為替勘定を設けているが、この場合でも、日締帳は用いずに伝票・日記帳で処理している。

未済勘定を現金の受払によって完結させる取引の記帳は、日記帳を用いる。また、総勘定元帳への転記は、日締帳における個々の取引を日締帳から個別的に行なう。ただし、金銀有高勘定（現金勘定）口座の転記手続は、明治10年12月「日本国立銀行事務取扱方・簿記ニ関スル規程」第7日締帳により改正され、日締帳の合計額をいったん日記帳に移して、その加算額をもって日記帳から総勘定元帳の

現金勘定へ一括して転記するという一元的取扱となった。この改正は、あくまでも金銀有高勘定口座への転記手続を一元化したことを意味するのであって、日締帳で仕訳される各科目は、各取引ごとに異なるはずであるから日締帳から直接的に総勘定元帳の当該勘定口座へ転記することにかわりはない。従って、前掲の改正が、日締帳を全面的に日記帳に吸収・併合したものであるとみてはならない。総勘定元帳・金銀有高勘定口座への転記を、日記帳と日締帳との各々から別個に行なわないということの意味するにすぎないのである。この点は誤解され易いので注意を要する。

日締帳の制度史的な経過は、銀行会計制度の研究にとって大きな位置を占めるものである。詳細は、前掲の「銀行簿記」(評論社刊)と「銀行会計原理」(法政大学出版局刊)の両書を参照されたい。

書体第40 仕払銀行手形記入帳……取引日、依頼人、期限、金額、支払日等の明細を書込む記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第41 諸仕払手形日記帳……諸支払手形の期日帳である。

書体第42 諸雑費内訳帳……雑費内訳明細を示す機能的補助帳簿である。

書体第43 総勘定元帳……日記帳と日締帳とがともに勘定分解記録としての主要帳簿であるのに対して、この帳簿は主要帳簿たる勘定口座別の勘定分類統計帳簿である。この名称は「精法」(第4巻の第16丁)以来一般化して今日に及んでいる。

「日記帳並ニ日締帳ニ於テハ諸勘定ノ口取りヲナシ銀行ノ事務ヲ尽ク記載スル事ハ前既ニ辨解シタリ故ニ支配人ハ日々ノ事務ニ付キ入用ノ廉ヲ是等ノ帳中ヨリ速ニ探出スベキヲ要スルナリ 然レドモ若シ支配人銀行ノ當坐預金ト定期預金ト銀行ヨリ貸付タル金高トノ幾許ナルヤヲ発見セント欲スルトキハ日記帳モ日締帳モ適当ノ帳トハ為シ難シ之ヲ探り出スニハ総勘定元帳ヲ以テ目的トスルナ

リ」(第4巻の第16丁)。

仕訳日記帳(歴史記録兼勘定分解記録)‘*journal-day-book*’として機能する前掲の日記帳と日締帳とからこの総勘定元帳に転記する手続として、「精法」は次のようにいう。

「日記帳ト日締帳ヨリ謄写スルモノナリ」(第4巻の第16丁)またいう「総勘定元帳ノ末尾ニ金銀在高ト題スル勘定ヲ設クルナリ此勘定ニハ毎日日記帳及ビ日締帳ノ借方並貸方ノ総計ヲ登記シ」(第4巻の第19丁)と。この手続につき、後にとくに金銀有高(現金)勘定口座への転記の一元化という改正が行なわれたことは、すでにのべた。

「精法」が総勘定元帳勘定科目として本文に列挙したものは、次のとおりである。

府外通用割引手形、代金取立手形、府内通用割引手形、公債証書売買、仕払銀行手形、出店勘定、発行紙幣、當坐預金、株敷勘定、金銀在高勘定(第4巻の第16丁)。

以上の諸勘定について、これらが事例として列挙した意図かどうか、「精法」の本文からは判明しない。「精法」では、「其廉立タル勘定左ノ如シ」として列挙しているにとどまる。いずれにもせよ、これらの勘定群に、期間諸損益項目を振替集合して当期純利益を測定・記録する「損益勘定」(集合計算勘定の一)並びに収益・費用の名目諸勘定(Nominal Accounts)がともに欠落しているのは、事柄の性質上、極めて重大である。

「精法」が決算会計に関する記述を全く欠いていることとまさに対偶的に、上記のふたつの事柄は重要な意味をふくんでいる。第四国立銀行「資料」と比較する場合、とくに注目すべき事柄である。

総勘定元帳の様式は、次のとおりであり、残高式(balancing form)である。わが国における簿記実務の一つの伝統となった元帳様式である。

「精法」に出くる総勘定元帳勘定口座の雛形は、「割引府内通用手形勘定」(「精法」の本文

総勘定元帳 割引府内通用手形											
明治 六年	摘 要	借 方			貸 方			借 取 高		差引残高	
		十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	

(第4巻の第18丁より引用)

では「府内通用割引手形」となっている) だけである。この点も第四国立銀行「資料」を検討する場合問題となるから前記の事柄とともに、記憶しておいていただきたい。

書体第44 総勘定差引残高記入帳……今日の合計残高試算表に相当するものである。

書体第45 府内通用割引手形記入帳……総勘定元帳の府内通用割引手形(割引府内通用手形) 勘定に関する明細記録たる記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第46 府外通用割引手形記入帳……前項のものに準ずる。

書体第47 代金取立手形記入帳……総勘定元帳の代金取立手形勘定に関する明細記録たる記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第48 諸受取手形日記帳……諸受取手形の期日帳である。府内(外)を区別し、また、割引手形と代金取立手形とを分ける。

書体第49 割引手形元帳……府内(外)割引手形記入帳より日々に謄写しておく。機能的補助帳簿たる人名勘定口座を区別した補助元帳である。

書体第50 割引手形元帳差引残高記入帳……振出人と引受人とを区別する。各人名勘定口座の金高を毎月2回この帳簿に登記して合算する。

書体第51 手形送達記……割引手形・代金取立手形を区別して、番号、名宛人、期限、金額の明細を掲示した一覧表で、「飛脚船」が出店に出発する際に前記の手形とともに

「出店掛」に差出す。出店掛とは、本店と支店との間の取引を取扱う係である。

書体第52 銀行手形記入帳……送金為替の管理のための機能的補助帳簿であり、記入帳の形式をとっている。

書体第53 銀行手形送達記……銀行為替手形の振出しについて、相手店への案内のための通達書である。

書体第54 府外切手記入帳……東京府内の取引先に他地から送付された小切手が呈示された場合、その内容の明細を記帳する記入帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第55 代金取立切手送達記……代金取立切手の送状として添付・送達する通達書である。

書体第56 府外紙幣記入帳……書体第54に準ずる。

書体第57 紙幣送達記……書体第55に準ずる。

書体第58 出店へノ書翰……説明を省略する。

書体第59 出店勘定元帳……現今の本支店勘定元帳に相当する補助元帳様式の機能的補助帳簿である。

書体第60 出店元帳差引残高帳……出店勘定元帳(出店元帳ともいう)の検証のために設ける。この総差引残高は、総勘定元帳中の当該勘定口座の差引残高と符合する。

書体第61 出店勘定書……出店に備えおくもので、必要に応じて本店に廻送する。

借方には本店が支払うべき割引手形、本店振出し支店に支払済の銀行手形及び雑勘定を記入し、貸方には取立てるべき割引手形、支店振出し本店にて支払済の銀行手形及び雑勘定等を記帳する。

(補注) 総勘定元帳の統括勘定の勘定別明細記録としての機能的補助帳簿には、記帳の形式からみて、各口座を区別した「補助元帳」と取引の発生順に記入していく形式の「補

助記入帳」の2種がある。

「精法」は、上掲のような書体第1から書体第61に至る諸帳簿・諸計算書及び証憑・諸証券・申達書等について、詳細に解説した上で、第5巻の第18丁から末尾までに、諸帳簿の横の連繫を次のように明快に説明している。この諸帳間の突合すなわち主要帳簿と補助帳簿とにみられる照合という点は、簿記の記帳の原則のひとつである「記帳の完全性」をはかる基準ないし条件として、極めて重要である。

「計算掛ノ諸帳（注・勘定帳簿すなわち主要帳簿のこと）ト総テ他掛ノ諸帳（注・機能的補助帳簿のこと）トニ関係アル突合セヨ今将ニ左ニ示サントス」（第5巻の第18丁）。

具体的な内容を、次に解析しておく。

(イ) 収納帳

1. 当座預金桁の金額は増補日記帳の借方現金桁の金額と照合。
2. 雑勘定桁の金額は日記帳の借方の現金桁の金額と照合。
3. 当座預金の受入総額は増補日記帳の現金桁の金額と照合。
4. 収納総合計額は日記帳借方の現金桁の合計と照合。

(ロ) 仕(支)払帳（収納帳の場合に準ずるので省略）

(ハ) 紙幣有高帳

1. 収納紙幣は日記帳借方の紙幣有高桁の金額と照合。
2. 仕(支)払紙幣は日記帳貸方の紙幣有高桁の金額と照合。
3. 差引残高は総勘定元帳の紙幣有高勘定口座の残高と照合。

(ニ) 金銀有高扣帳

1. 差引残高は総勘定元帳の金銀有高勘定口座の差引残高と照合。
2. 日記帳の金銀差引残高と照合。

(ホ) 當坐預ヶ金元帳

1. 借方の諸勘定の金額は、増補日記帳の

貸方にある各口の金額と照合。

2. 貸方の諸勘定の金額は、増補日記帳の借方にある各口の金額と照合。
3. 差引残高は當坐預金元帳差引帳に記入する。
4. そこで當坐預金元帳差引帳（當坐預金差引勘定帳ともいう）の貸借の差引残高は、総勘定元帳の當坐預金勘定口座の残高と照合。また、増補日記帳に掲示した差引残高とも照合。

(ヘ) 増補日記帳

1. この帳簿の現金受払桁、振替勘定桁及び総計の金額は、日記帳中の當坐預金勘定（借方・貸方）の現金桁・振替勘定桁及び総計の金額と照合。
2. 毎日、差引残高を総勘定元帳の當坐預金勘定残高と照合。

(ト) 日記帳

1. この帳簿で仕訳した各勘定の金額と総勘定元帳に開設してある当該勘定口座の金額と照合。
2. 振替勘定桁合計金額の貸借の突合。
3. 差引残高と総勘定元帳金銀有高勘定（現金勘定のこと）残高と照合。

(チ) 預金受取書記入帳

1. 預主に交付した受取書の金額は日記帳借方の預金受取書勘定の金額と照合し、支払済の印のある受取書の金額とは日記帳貸方の預金受取書勘定の金額と照合。
2. 払戻し未済のものは総勘定元帳の預金受取書勘定の差引残高と照合。

(リ) 発行紙幣記入帳

1. 紙幣発行のときに紙幣有高帳と照合。
2. 日記帳借方・貸方の発行紙幣勘定と照合。
3. この帳簿の適用紙幣高は総勘定元帳の発行紙幣勘定の金額と照合。
4. 紙幣敗裂の時は、その敗裂高を紙幣有高帳に引渡高として記入するから、こ

- の帳簿中の引渡高につき紙幣有高帳の金額と照合。
- (ㄨ) 公債証券売買帳
1. 公債証券の売買につき、この帳簿の金額は、日記帳中の借方・貸方の公債証券勘定の金額と照合。
 2. 総勘定元帳の公債証券勘定口座の金額と照合。
- (ㄩ) 日締帳
- この帳簿における諸勘定の金額は、総勘定元帳の当該勘定口座の金額と照合。
- (ㄱ) 諸仕払手形記入帳
1. 銀行手形を仕向けられ、この帳簿に登記した時は、日締帳中の借方の銀行仕払手形勘定の金額と照合。
 2. 上の手形を支払った時は、その金額は日記帳中の貸方の仕払手形勘定口座の金額と照合。
 3. 支払の未済の金額は、総勘定元帳の仕払手形勘定口座の金額と照合。
- (ㄴ) 諸仕払手形日記帳
1. 諸仕払手形記入帳中の当該項目と照合。
 2. 仕払済印のあるものについて上と同様。
- (ㄷ) 総勘定元帳
- 日記帳・日締帳と照合。総勘定元帳残引残高記入帳に転載して検算。
- (ㄹ) 府内通用割引手形記入帳
1. 府内で割引いたものは、日記帳の貸方の府内通用割引手形勘定と照合。
 2. 府外で割引いたものは、日締帳の貸方の当該勘定の金額と照合。
 3. 支払済のものは、日記帳の借方の当該勘定の金額と照合。
 4. 支払未済のものは、総勘定元帳中の当該勘定口座の残高と照合。
- (ㄺ) 府外通用割引手形記入帳……前項に準ずる。
- (ㄻ) 代金取立手形記入帳
1. 手形の受入れについて、日記帳の借方の代金取立手形勘定の金額と照合。
 2. 手形の支払が完了した場合、すなわち、この帳簿中の「仕払済」印のあるものは、日記帳の貸方の代金取立手形勘定の金額と照合。
 3. 支払未済のものは、総勘定元帳の代金取立手形勘定口座の金額と照合。
- (ㄼ) 割引手形元帳
1. 借方諸桁面の記入は、府内通用割引手形記入帳、府外通用割引手形記入帳の支払未済のものと照合。
 2. 貸方諸桁面の記入は、上記の両帳簿中の「仕払済」印のあるものと照合。
 3. 上掲の記入は、諸請取手形日記帳中に「仕払済」印のあるものと照合。
- (ㄽ) 割引手形元帳差引残高記入帳
1. 割引手形元帳各口座と照合。
 2. 総勘定元帳中の当該勘定口座と照合。
- (ㄾ) 銀行手形記入帳
1. 手形を振出した時は、その金額は日記帳の借方の振向先の出店の勘定と照合。
 2. 支払済となった時は、出店元帳の中の銀行手形勘定借方と桁面の記入高と照合。
 3. 支払の未済のものは、出店元帳の銀行手形勘定の残高と照合。
- (ㄿ) 府外切手記入帳 } 前項に準ずる。
- (ㅀ) 府外通用紙幣記入帳 }
- (ㅁ) 出店元帳
1. 金銀勘定の部の借方・貸方は、出店勘定書より登記。残高は勘定書の残高と照合。
 2. 日締帳に登記の分(未済勘定)は、いうまでもなく日締帳と照合。
 3. 府外通用割引手形勘定の部・銀行手形勘定の部・府外通用手切勘定の部・府外通用紙幣勘定の部は、それぞれ、府外通用手形記入帳・銀行手形記入帳・府外切手記入帳・府外通用紙幣記入帳の記録と照合。
- (ㅂ) 出店元帳差引残高記入帳

出店元帳の貸方・借方の総計と差引残高とを転載するから、この帳簿の残高は、総勘定元帳の中の出店勘定の残高と照合。

書体第1から書体第61までの諸帳簿について、これらを、会計管理(account control)上の観点から、「主要帳簿」(main books), すなわち、複式簿記の原理によって、財産(在高)計算と損益計算とを同時に遂行する帳簿群、「機能的補助帳簿」(functional subsidiary-books), すなわち、勘定帳簿である総勘定元帳における総括勘定(controlling accounts)と直結して当該勘定の明細記録たる役割を果す帳簿群、会計帳簿以外の諸帳簿(備忘的補助帳簿ともいう)、ないし証憑・計算書・受領書・申達書・証書・議事録などの3グループに区別して示すと、次のとおりである。

(主要帳簿)……書体第32増補日記帳、書体第33日記帳、書体第39日締帳及び書体第43総勘定元帳

(機能的補助帳簿)……書体第9株敷勘定元帳、書体第11株敷有高帳、書体第15諸証券保護預り帳、書体第18請合状記入帳、書体第20収納帳、書体第21仕払帳、書体第22貯蓄金銀扣帳、書体第23紙幣有高帳、書体第24金銀有高扣帳、書体第28當坐預金元帳、書体第13當坐預金元帳差引残高帳、書体第35預け金受取書記入帳、書体第38公債証券売買帳、書体第40仕払銀行手形記入帳、書体第42諸雑費内訳帳、書体第44総勘定差引残高記入帳、書体第45府内通用割引手形記入帳、書体第46府外通用割引手形記入帳、書体第47代金取立手形記入帳、書体第49割引手形元帳、書体第50割引手形元帳差引残高記入帳、書体第52銀行手形記入帳、書体第54府外切手記入帳、書体第56府外紙幣記入帳、書体第59出店勘定元帳及び書体第60出店勘定元帳差引残高帳

(会計帳簿以外の諸帳簿ないし証憑・計算書・受領書案内書・証書・議事録など)……上記

以外のすべて。参考のため書体番号だけを示す。書体第1, 第2, 第3, 第4, 第5, 第6, 第7, 第8, 第10, 第12, 第13, 第14, 第16, 第17, 第19, 第20, 第25, 第26, 第27, 第29, 第30, 第34, 第36, 第37, 第48, 第51, 第53, 第55, 第57, 第58及び第61

なお、書体第1より書体第61までの書類名の一覧表は、後に第四国立銀行「資料」を検討する際に掲示してあるから、名称だけを見る場合は当該一覧表を参照されたい。また、具体的な内容については、本項で逐一説明してあるので必要に応じて参照されたい。また、諸帳簿間の横の連繋については、上掲の各帳簿別の解析(イ～ウ)をとくに注目されたい。

以上で、私見にもとづき、「精法」全5巻の主要点を網羅しておいた。とくに注目すべき諸事項を列挙すると、次のとおりである。

- (イ) 第1巻の冒頭で、銀行簿記の基本的なフレームを「凡例」として解説した後に、
- (ロ) 全5巻を通じて、帳簿の仕組と記帳手続の解説という一貫した形をとって、具体的かつ実践的な説明を行なっている。
- (ハ) 書体第1から第61までの諸帳簿等には、相当数にのぼる会計帳簿以外のものがふくまれている。

以上の観点から帰納していえば、当然のことながら、「精法」は純然たるいわゆる簿記書ではなく、むしろ銀行業務の全般にわたる啓蒙的解説書であり、また簿記に直接関連した部分についてみるのに、「凡例」による複式簿記の仕組に関する記述をのぞけば、主として「帳簿組織論」ともみるべき内容をもっている。そして、この領域における「精法」全5巻中の圧巻は、前掲で整理してのべたように、諸帳簿間の横の連繋が簡潔・明快に指摘されているところである。第5巻の第18丁から巻末の第29丁(頁数になおして12頁分)までがこれである。書体第61までの解説を終了したその直後の部分からこの記述がはじまり、この部分の解説をもって「精法」が完結する仕組になっているのである。

帳簿の記帳が完全であるという場合、その判定の基準ないし条件として、次の二つのものをあげることができる。その一は、諸帳簿間の横のつながり（平面的なつながり）を確保することであり、その二は、証憑からはじまって会計帳簿の記帳、さらに財務諸表の調製までの会計循環が完結する縦のつながり（立体的なつながり）につき、記帳の手順とは逆に、財務諸表から遡及して証憑に至るルートが完全についており、いかなる形にもせよ短絡（short circuit）のないということである。「精法」は、この第一の基準につきほとんども間然する所がない。「精法」の簿記に関する記述を帳簿組織論としてみた場合、極めて優れたものがある。「精法」以降の簿記類書をみるのに、むしろ、この点に関する限りいえば、著しく退歩している場合があり、あるいは、かかる課題それ自体を全然意識していない場合すら認められるのである。

「精法」を簿記文献としてみた場合、最大の欠陥は何かについていえば、片野一郎博士が指摘されている如く（『日本・銀行簿記精説』中央経済社刊に銀行会計制度史を基盤とした銀行財務会計に関する最も精緻な研究がなされている）、決算会計の解説がまったく欠落していることであろう。従って、上記の第二の基準は、これを望むべくもないのである。「精法」が決算会計の関連記述をすべて欠いていることをあらわす最も象徴的な現象は、総勘定元帳勘定口座の例解ないし勘定科目の記述中に、損益（集合）勘定と名目諸勘定とをすべて欠落しているという事実認められる。

明治6年中に創業した前記の四行は、「精法」に典拠しながら、この決算会計実務の課題にどう対処したか。この問題こそは、日本における会計制度史上の初期を飾る最大のトピックである。本稿の(4)で第四国立銀行「資料」につき検討を加え、筆者の見解をのべるゆえんは、まさに、ここにある。(4)に立入るに先立って、次項(3)で「精法」の影響につき、

具体的にその代表的なものを紹介しておこう。

(3) 「銀行簿記精法」の影響

前項(2)で解析しその問題点を指摘しておいた「精法」は、わが国の企業会計制度に対して多大の影響をもったものであった。その理由は、「精法」の刊行された事情によって明らかであろう。本項では、主要な事項につき、説明の便宜上から、銀行会計の個有の領域と銀行をふくむ一般企業会計の領域に区別して代表的なものをピックアップしてみよう。

銀行会計の固有の領域における「精法」の影響の最たるものは、「精法」第3巻第28丁に提示された「現金式仕訳法」であろう。後世人は呼んでこれを「シャンド簿記」ないし「銀行仕訳法」と称したものである。また銀行仕訳帳制として「精法」に示された日記帳・増補日記帳・日締帳からなる3帳簿体系は、そのまま大正初期にひきつがれた。とくに日記帳における記録検証の仕組には注目すべきものがある。また主要帳簿に直結する各種の機能的補助帳簿の体系は、「精法」において、すでに相当高いレベルに到達しており、爾後の銀行帳簿組織の手本となっている。

以上のほか、銀行の会計伝票のうちの現金伝票の原型になった入金（仕払）手形は、第1巻の「凡例」に解説されており（但し、振替伝票に相当するものは「精法」中にはない）、また、今日の会計事務の用語の中にも、「精法」に由来するものが多い。一例をあげれば「締上げ」（シメアゲ）がある。これは今日「勘定締上げ」というように用いられたり、あるいは、「締上票」のように用いられているが、「精法」の第3巻の第8丁その他にでてくる用語である。

銀行をふくむ一般企業会計への影響をみるのに、その実例は枚挙にいとまがない。ここで簿記・会計の個有の領域におけるその代表的なるものを若干あげると、次のとおりである。

(イ)現金式仕訳法……比較的社歴の古い会社では、今日でもこの特徴的な仕訳法を踏襲している。大企業で例をとれば、日本通運株式会社の前身の国際通運株式会社の経理規程は昭和10年頃までこの方法であったことがわかる。今次大戦直後までの紡績業の場合もそうである。

(ロ)伝票制度……「精法」の現金伝票に、ほどなく振替伝票が工夫された結果として、わが国個有の3伝票(収納・支払・振替)制が生まれ今日に至った。この伝票制度は会計伝票としてあまねく一般の事業体(非企業をもふくめ)に普及している。

(ハ)残高式総勘定元帳制……総勘定元帳の様式には、標準式(standard form)と残高式(balancing form)とがあるとされているが、「精法」以来今日まで、ほとんど後者の残高式によって統一されているのである。標準式は簿記教科書にみえているだけである。

(ニ)「精法」に由来する重要な簿記用語の例……その代表的なものには、「簿記」という用語そのもの、「借方」・「貸方」のような専門語あるいは「総勘定元帳」といった帳簿名がある。

なお、詳細は、前掲の「銀行簿記」(論評社刊)と「銀行会計原理」(法政大学出版局刊)を参照されたい。この両書には、上記その他の点につき、具体的かつ詳細な考証と解析とがある。

(4) 第四国立銀行「資料」 の解析とその問題点

第四国立銀行は、明治6年12月24日国立銀行条例により開業免許をうけた私営の銀行で、第一国立銀行(東京)及び第五国立銀行(大阪)に次いでわが国三番目のものである。同行の後身は、現今の第四銀行であり、本店は新潟県新潟市東堀前通七番地一番戸にある。

第四国立銀行には、明治7年(月日不詳)に前記のシャンドが東京から新潟にきて業務の指導を行なったと伝えられているが、詳細

は今のところ不明である。

紙幣寮(大蔵省に所属、シャンドは紙幣寮の御雇外国人であった)の関係記録では、シャンドが当時新設の各国立銀行に出張している事実が確かであるところからみて、また、後に言及する第四国立銀行資料中の日記帳雛形の摘要欄の所載記事を見ると、その一部に記帳事例として定期預金の預金者に宇佐川秀治郎の名前がみえているところから推定して、シャンドが宇佐川秀治郎(あるいはその他の日本人)を滞同して新潟に出張したという推論がなりたつかも知れない。「精法」の場合でも、第四国立銀行「資料」の場合でも、書体雛形に掲示された取引の記帳事例の内容、とくに採用した人名は、興味ある色々な出来事を、間接的に物語っているように思われる。第四国立銀行「資料」の一部につき、人名をいくつかピックアップしてみよう。

日記帳の場合……宇佐川秀治郎、伊勢屋勝蔵、銭屋文吉、大黒屋、小野善助、渡辺融士、木間新作、海老原、布袋屋、文魁堂、福原屋代吉、日報社、浪花民吉、越後屋、宮川長治郎、白勢亮治郎

日締帳の場合……鴻池善衛門、鹿嶋万平
増補日記帳の場合……齋藤善十郎、白勢長衛、星野帰一、市島徳次郎、西脇吉郎、吉武賢正、藤井修作、田巻三郎平、田巻丈七郎、大橋小平、

これらの人名をみるのに、当時の富商である鴻池や小野等、新潟その他の地名にちなんだ越後屋とか浪花民吉、あるいは、商業になじみの大黒(屋)、布袋(屋)、銭屋などにまじって、宇佐川秀治郎と海老原(姓のみで名前はない)の名前がみえている点を注目したい。「精法」の関係者中に、紙幣寮九等出仕・宇佐川秀治郎と同・海老原済の名があることを思いおこしていただきたい。

「銀行簿記精法」と第四国立銀行「資料」との比較吟味

他方、「精法」書体雛形にみえている人名は、おおむね、大野九郎兵衛や梅川忠兵衛のようなひとめでわかる仮空の人名か、大黒屋福助や恵比寿屋鯛助のようなもの、あるいは、小野善蔵といった一字ちがいの実名（小野善助）をもじったものばかりである。

第四国立銀行「資料」について、さらに立入った説明を加えることにしよう。同資料は、第四銀行の本店の倉庫に保管されている龐大なもので、ほとんど未整理のまま今日に及んでいる。全部が毛筆手書のものであり、「精法」とまったく同様、書体雛形という一貫した様式をとっている。但し「精法」のような本文の解説はない。「精法」とこの手書の帳簿雛形の「資料」との比較一覧表を次に掲げ、若干の説明を付記する。なお、日記帳・日締帳・増補日記帳及び総勘定元帳の現物について、あらかじめ若干の具体的な紹介しておく。

日記帳……横幅約49cm, 縦幅約40cm, すべ
(書体第33) て毛筆による手書き。若干の欄外の書込みがある。

日締帳……横幅約43cm, 縦幅約33cm, すべ
(書体第39) て毛筆による手書き。欄外の書込みはない。

増補日記帳……幅横約50cm, 縦幅約34cm,
(書体第32) すべて毛筆による手書き。欄外の書込みはない。

総勘定元帳……横幅約26cm, 縦幅約34cm,
(書体第43) 10勘定口座の雛形がある。損益勘定口座の摘要欄の記入と金額数字はすべて朱筆。株金勘定の摘要欄の記入は黒記。金額数字は、はじめ黒記で、あとで朱筆で補筆されている。

前述のように「精法」と同じ筆法で書体第

書番	体号	「銀行簿記精法」	第四国立銀行「資料」	備考
1		会議要件録	○	
2		定会要件録	×	
3		株金第1回月賦入金受取書	×	
4		株敷券状	×	「敷」は「式」と同じ。
5		譲渡願書	×	
6		株敷譲渡証書	×	
7		委任状並目録	×	
8		割賦金受取証書	×	
9		株敷勘定元帳	○	第四国立銀行「資料」では株主元帳。
10		株敷譲渡日締帳	○	
11		株数有高帳	○	「精法」に数とあるのは、敷のミスプリント。
12		割賦金記載帳	○	
13		名判帳	○	
14		支配人存意録	○	
15		諸証券保護預り帳	○	
16		請取証書	×	
17		保護預り諸証券入袋	×	
18		請合状記入帳	○	
19		請合状	○	
20		収納帳 (預ヶ金内訳割符帳)	○	
21		仕払帳	○	
22		貯蓄金銀扣帳	○	「扣」は「控」と同じ。

「銀行簿記精法」と第四国立銀行「資料」との比較吟味

23	紙幣有高帳	○	
24	金銀有高扣帳	○	
25	交換添表	○	
26	交換表	○	
27	交換差引帳	○	
28	當坐預金元帳	○	
29	通帳	○	
30	正算承認状	×	
31	當坐預金元帳差引帳	○	
32	増補日記帳	○	
33	日記帳	○	
34	定期預金受取証書	×	
35	預ヶ金受取記入帳	○	
36	円紙幣発行記入帳	○	発行紙幣記入帳ともいう。
37	敗裂紙幣記入帳	○	
38	公債証書売買帳	○	
39	日締帳	○	
40	仕払銀行手形記入帳	○	
41	諸仕払手形日記帳	○	
42	諸雜費内訳帳	○	
43	總勘定元帳	○	「精法」は1勘定口座雛形のみ、第四の「資料」は10勘定口座雛形を示す。
44	總勘定元帳差引残高記入帳	○	
45	府内通用割引手形記入帳	○	
46	府外通用割引手形記入帳	○	
47	代金取立手形記入帳	○	
48	諸請取手形日記帳	○	「請」は「受」と同じ。
49	割引手形元帳	○	
50	割引手形元帳差引残高記入帳	○	
51	手形送達記	○	
52	銀行手形記入帳	○	
53	銀行手形送達記	○	
54	府外切手記入帳	○	
55	代金取立手形送達記	○	
56	府外紙幣記入帳	○	
57	紙幣送達記	○	
58	出店へノ書翰	×	
59	出店勘定元帳	○	
60	出店元帳差引残高帳	○	
61	大阪出店勘定書	○	第四の「資料」ではとくに「坂」の字を用う。

1から数多くの毛筆手書きの書体雛形があるが、第四国立銀行「資料」には、「精法」の場合に比定すると若干欠落している「書体」があり、また、用語等に相違が若干ある。両者を比較しながら一覧表を作り、欠落しているものについては第四国立銀行資料欄に×印

をつけ「精法」に比定しうるものについては(用語が若干異なるものもある)○印をつけた。また、備考欄を設けて筆者の解説を付した。

第四国立銀行「資料」における帳簿ないし証書・証憑等の欠落を、どのように解釈すべきか。これは、たしかに1個の重要な研究課

題である。考えられるケースは、

(i) 現今まで約1世紀に垂んとする間の紛(減)失。

(ii) 当初から存在しなかった。

このいずれかである(こまかくいえばiとiiの両方の原因が併存することもありうる)。確かな結論ではないが、筆者のみるところでは、

(i)第四国立銀行「資料」に欠落している書体雛形の内容は、すべてがすくなくとも銀行簿記・会計の角度からみて、その備付を必須としない帳票類等であること。

(ii)逆に、銀行簿記・会計の解説に必須なものは、すべてが書体雛形として完備していること。

以上の諸点からみて、紛(減)失によるものとみるのは、どうも不自然であり、作為的に省略したとみる方がごく自然な感じがしてならぬ。相当数にのぼる欠落書体雛形には、ひとつとして勘定帳簿の雛形ないし機能的補助帳簿の雛形がふくまれていないという事実をとくに注目したい。

第四国立銀行「資料」のうち、とくに重要なものは総勘定元帳である。すでに言及したように、「精法」の書体第43では、「割引府内通用手形」(府内通用割引手形)という唯一の勘定口座を雛形で示したのみで本文では下掲のような諸勘定科目を列挙しているにすぎない。「割引府内通用手形」以外のものは単に本文で名称を示すにとどまっているのである。これに反して、第四国立銀行「資料」では、次掲のような10勘定に及ぶ勘定口座の書体雛形を具体的に示している。両者を対比して示すと、次掲のとおりである。

(第四国立銀行「資料」)	(銀行簿記精法)
定期預金勘定	—
貸金勘定	—
府県割引手形勘定	府外通用割引手形勘定
當坐預金勘定	當坐預金勘定
株金勘定	株数勘定
雑費勘定	—
損益勘定	—

府内割引手形勘定	府内通用割引手形勘定
仕払銀行手形勘定	仕払銀行手形勘定
大坂出店勘定	大阪出店勘定
<hr/>	
	代金取立手形勘定
	発行紙幣勘定
	公債証券売買勘定
<hr/>	
	金銀有高勘定

(注) 両者の対比につき、対偶の相当科目は横同列にならべてある。科目数は、両者ともに10であるが、これは偶然の一致にすぎないと思つてよい。

この比較資料で、とくに注目すべきものは、次の諸点である。

(i)「精法」の勘定科目中には、名目勘定(収益・費用)はいっさいふくまれていない。

(ii)「資料」(第四国立銀行「資料」のこと。本稿では「資料」という)には、とくに雑費勘定(費用)と損益勘定とがある。

(iii)「資料」のいわゆる「損益勘定」の実体は何か。結論的にいえば、当期純損益を測定すべきいわゆる集合計算勘定の一種としての「損益勘定」ではなく、すくなくとも書体雛形の日付の時点では、収益項目を日記帳から転記した勘定口座である。詳細は後にのべる。

「資料」の書体第43の総勘定元帳中の株金勘定口座と損益勘定口座(上段に雑費勘定口座がある)の実態は、次掲のとおりである。

総勘定元帳 株金勘定 四

明治年	摘要	借方		貸方		借差		差引残高	
		十	百	十	百	十	百	十	百
	日記帳			00000		貸	00000		
					八二五〇			八二五〇	

(注) 金額数字と四という口座数は、最初黒で記入されており、これに朱筆が入っている。八二五〇の記入はようやく判読しうる程度である。この分の摘書はまったくない。

総勘定元帳

雑費勘定 五

明治 治年	摘要	借方		貸方		借		差引残高	
		十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円
一月二	日記帳		二〇〇			借			二〇〇

書体第四十三

損益勘定

一月二	日記帳	利足	借方		貸方		借		差引残高	
			十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円	十 百 千 円
一月二	日記帳				八〇	貸				八〇
一月二	日記帳	割引			四七〇	借				四七〇
〃	〃	日口手数料			六五	借				六五

(注) □の個所には、なんの記入もない。

(補注) 日付、摘要欄、金額、元丁丁数、貸借欄の記入はすべて朱筆。

周知のように、*'pro e danno; avanci e desavanci'* (英訳すれば、profit and loss, saving and deficit となる) すなわち「損益勘定」ないし「損益集合(計算)勘定」は、まさに複式企業簿記体系の要に位するものであり、簿記制度の発展史的な過程において、この勘定口座の登場は、まさに、エポック・メイキングなことであるといつてよい。

ここで、「資料」の総勘定元帳・損益勘定口座の実態の解析がぜひとも必要となる。

当該勘定口座の記帳内容を見ると、明治7年1月22日の日付で、「日記帳」(勘定分解記録すなわち「仕訳」journalizing と歴史記録を兼ねた journal-day-book である) から、利足(受取利息)・割引(割引料)・手数料(受取手数料)の3収益項目が貸方に転記されているのがわかる。これらの項目の名称と貸方に転記されていることからみて、すべてが収益項目であることだけは確かである。

一会計年度における期間独立損益計算の遂行という角度からみて、本来の「損益勘定」

の口座は、決算期末に損益計算の総括のために総勘定元帳に開設し、この口座に収益諸勘定口座・費用諸勘定口座から金額を振替えて集合し当期純損益を計算・確定するための「集合計算勘定」口座の一種である。

ところが、「資料」のいわゆる損益勘定口座は、明らかに年度の途中の明治7年1月22日付で開設され、しかも、貸方に3収益項目のみが転記されており、借方記入は皆無である。損益勘定口座を開設して、損益発生都度、収益項目と費用項目(名目諸勘定)とを、それぞれ貸方と借方とに転記し、個別的に収益・費用に関する名目諸勘定口座をいっさい設けないという方法も、原初的な簿記の仕組としては考えられないこともない。この場合の「損益勘定」もまた原初的な集合計算勘定の一種とみてよい。

しかし、この場合を想定しても、なお、先掲のように「損益勘定」口座の直ぐ上に「雑費勘定」口座(明治7年1月22日、借方200円)が開設されているという事実をどうみるべきかという問題がのこる。同じ筆法でいえば、この「雑費」は、当然に「損益勘定」口座の借方に転記されるべき項目である。ただし、雑費項目のような銀行損益項目としては明らかに傍系のものは、これを別建の勘定口座とし、利足・割引・手数料等(受取収益分と支払費用分とをふくめ)のような主要な損益諸項目は個別的に勘定を開設せず、包括的・網羅的に「損益勘定」口座で集合計算する方法であると解釈できる可能性もけして皆無ではないかも知れない。

要するに、「資料」の総勘定元帳の「損益勘定」口座の実態につき、次の諸点をとくに注目すべきである。

(i)この勘定口座は、すくなくとも、期間独立損益計算を大前提として、期間純損益額を計算するために期末に開設してこれに名目諸勘定を振替えるべき、普通にいうところの集合計算勘定としての「損益

勘定」口座ではない。その理由は、日付欄の明治7年1月22日をもても一目瞭然である。

(ロ)すくなくとも、この時点(明治7年1月22日)では、この勘定口座の实质は、「収益集合計算勘定」とでも称すべき機能を果すものである。

(イ)会計期間中に、いわゆる「損益勘定」口座を開設して、この口座に、収益・費用という名目諸勘定のすべてを個別的に取引発生都度、いちいち記帳するという方法も、考えられないことはない。この方法では、いうまでもなく、一口座を除き総勘定元帳勘定としての名目諸勘定口座はいっさい存在せず、「損益勘定」口座だけとなる。この場合も、一種の集合計算勘定とみてよい。

(ニ)「資料」の「損益勘定」口座の実態を、(イ)のように解釈することも推定としては可能であるが、1月22日以降の記入が書体雛形として存在しないので、しよせん、一個の推論にすぎない。そればかりか、この場合は、「資料」の「雑費勘定」口座の存在をどうみるかという課題が残る。この課題についての辻褃のあった(あるいは無理に辻褃を合せた)ひとつの解釈は先述しておいたとおりである。

なお、株金勘定の差引残高欄にある1,000.00は、日付が欠落しているので確かな事はわからないが、おそらく銀行の元本とみてよからう。そうすると、そのすぐ下にある8,250は何であろうか。もともとこの金額数字は、「資料」では、かろうじて判読できる程度であって、あるいは、誤記入ないしその抹消を意味するかも知れない。簿記常識的にいえば、当期純利益8,250円を決算記帳の一部として、資本金(主)勘定である株金勘定の口座へ振替えたと考えられるが、8,250についての摘要欄の記入(摘書)がなく、日付もなく、また、諸勘定口座並びに諸帳簿に金額上の連繋が断

絶しているため、まったくその実態は不明である。とくに、「資料」のひとつの欠陥は、計数的な面で諸帳簿・諸口座間で計数の辻褃が合わぬ点である。しかし、この点に関して、「資料」はあくまで書体の「雛形」として機能することにポイントがおかれたものであり、記帳例題の解式(解答)ではないのかも知れない。おそらく、このような推定が正しいと思う。

「精法」に存在しなかった「名目諸勘定」並びに期間的な集合計算勘定としての「損益勘定」を追跡することを主要な1目的として第四国立銀行の「資料」を解析してみたが、この目的に関する限り、「資料」の解析は、なかばその目的を達しながらも、「損益集合(計算)勘定」そのものの探索は、現存の「資料」ではこれを断念せざるを得なかった。

しかし、「精法」に比較して、名目勘定を開設して書体雛形を示し、しかも、名目勘定をふくむ上記のすぐれて体系的に構成された10勘定口座の書体雛形を示していることは、明らかにひとつの前進であると高く評価すべきである。

ひるがえって、「資料」総勘定元帳の勘定口座の書体雛形にみられる救い難い勘定体系構成上の欠陥は何か。端的に結論をいえば、それは「金銀有高(現金)勘定」の欠落であるとみてよい。この勘定こそは、現金式仕訳法の要に位するものであって、「精法」の本文では、

「其ノ最末ニ至テ金銀有高勘定ヲ立ツ」
(第4巻の第16丁)。

とあるものである。

この観点からみて、「資料」が「精法」になかった名目勘定の存在を明確に意識することにより、一步の前進をなしたとはいえ、勘定体系の基本的仕組の理解につき、まさしく、画竜に点睛を欠いたうらみがある。

日記帳と日締帳の書体雛形をみても、金銀有高勘定(現金勘定)への転記の記述は、い

っこうに判然としないのである。

「資料」の書体第33の日記帳、書体第32の増補日記帳及び書体第39の日締帳は、設欄様式等すべて「精法」の場合と同様であるが、なお、若干の相違点並びにとくに注目すべき点をあげると、次のとおりである。

(日記帳)

1. 「資料」では日付が明治6年11月18日である。「精法」は明治6年5月3日である。
2. 科目は両者で完全に符合する。但し、取引内容を示す摘要欄の記入はまったく異なる。
3. 「資料」では大坂出店とあり、「精法」は大坂出店である。もともと、大坂と書くのが古い形で、土に反(カエル)ことをきらって大阪と改めたものである。当時はまだ両語が混用されているのである。
4. 「資料」には欄外に、次のような注目すべき書込みが判読できる。

「現金出納購売ハ収納帳仕払帳突合ベシ」

振替勘定の突合、現金受払桁金額と収納帳・付払帳との突合については、「精法」第3巻の第28・第29丁本文には、詳細な解説がある。本稿(2)を参照されたい。

(増補日記帳)

1. 科目・金額が部分的に両者で符合するところがあるが、取引内容が異なるところもある。
2. 日付は、「資料」が明治6年11月17日であり、この日の分が前掲の日記帳の冒頭に登記される。「精法」の日付は明治6年5月3日であり、日記帳への登記に両者で1日のずれが認められる。

(日締帳)

1. 科目は両者で完全に符合する。金額も一部についてみれば符合する。「坂」と「阪」の別は日記帳の場合と同じである。
2. 日付は、「資料」が明治6年11月20日であ

り、「精法」は明治6年5月3日である。

(日記帳・増補日記帳・日締帳・総勘定元帳の関連)

「資料」では、増補日記帳と日記帳との連繋は、明確にされているが、日記帳並びに日締帳から総勘定元帳の金銀有高(現金)勘定口座への転記の筋道が、ほとんど不明のままにされている。金銀有高勘定口座が総勘定元帳の書体雛形に欠落していることは、先にもふれたが、日記帳や日締帳の面でもこの転記関係の記述は、あいまいであり欠落しているといえてよい。先述したように、現金式仕訳法の観点からみて、「資料」のもつ最大の欠陥といわねばならぬ。

「精法」の総勘定元帳書体雛形は、僅かに資産中の1勘定口座を示すのみであり、本文解説においても、実体諸勘定科目(資産・負債・資本)を羅列するにとどまっている。名目諸勘定並びに損益集合計算勘定の欠落は、まさに致命的な欠陥といわねばならぬ。

「資料」の総勘定元帳書体雛形は、実に10勘定にのぼる勘定口座雛形を掲示しており、しかも、その中には、「雑費勘定」という費用勘定口座と、明治7年1月22日の時点で収益諸項目を貸方に記帳した損益勘定口座がある。尠なくとも手許のデータでは、諸帳簿・諸口座間に計数的にみて辻褃が合わないが、これだけしか判明しない。今後の調査で、本来の損益集合計算勘定や他の名目勘定に当る諸勘定口座雛形が発見されてこの間のブランクが埋められるかも知れない。あるいは、あくまで書体雛形として、上掲の10勘定で終わっているのかも知れない。筆者の予測では、後者の可能性が極めて大きいようである。ともかくも上記の名目勘定の登場は、初期の銀行簿記上におけるエポック・メーカー的な出来事であり、「資料」作成者の問題意識のレベルが高いことを端的に示しており、まさしく、

「精法」からの一步の前進であるという事実、これだけは確かである。

明治6年12月刊行の「精法」以降、明治も10年代に入ると「銀行簿記例題」・「銀行簿記例題解式」、(「解式」は解答編で、明治17年12月に大蔵省刊行)のように決算に至る会計循環についての、体系的な銀行簿記解説書があらわれている。「精法」とこれらの書物との間の「断絶」(具体的にいえば、決算会計関係の簿記と決算財務諸表)が実践的なアプローチによって埋められていくプロセス、この解明は、主として、明治6年中に創設の前掲四行の創業当初の資料(実際に用いた諸帳・諸票等をふくむ)の追跡調査によるほかはない。限られた数の銀行の、しかも1世紀に垂んとす

る期間に生じた戦災による焼失及び銀行の合同・合併・解散の際の滅失や廃棄等々の事情で、現存資料の発見が甚しく困難な現状から、この作業には、多くの障害があり、永い調査年月を必要とすることも明らかであり、しかも最悪の場合、すべてが徒労に終るかも知れない。しかし、いたずらに結果を論ずる必要はない。むしろ、学問研究とくに実証的な調査研究とは、もともと賽の河原の石積みであり、結果的にみて無駄な努力の積み重ねとなる可能性を常にふくみながら、なおかつ、あえてくりかえしていくことこそが、最も肝要なのである。本稿は、この研究領域に足をふみ入れた筆者の第1次中間報告であることをとくに付記する。